

## 随意契約理由書

件名	神戸市立工業高等専門学校電子計算機システム等借り上げ その3
契約の相手方	日立キャピタル株式会社 法人事業本部 関西法人支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>現在、神戸市立工業高等専門学校においては、平成29年12月4日から電子計算機システム等借り上げ業務として上記の業者と契約をしています。</p> <p>しかし、開発から2年余りが経過し、実際の運用を続ける中で、学生の出席管理や成績管理において、教職員の事務効率をより高めるために、元契約のシステム仕様書には盛り込んでいなかった機能の追加やより便利に改良をする必要が生じています。</p> <p>今回の契約は、こうしたシステムの追加や改良に必要なソフトウェアを本校が元契約の相手方である日立キャピタルから賃借することで、元のシステムと融合させることにより、システムの機能を高次化しようとするものです。</p> <p>市販のパッケージソフトを購入したり賃貸したりする場合とは異なり、元契約に基づき開発したシステムに機能を追加・改良をするためにのみ新たに開発するソフトウェアですので、日立キャピタルとの随意契約が不可欠となります。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局市立工業高等専門学校総務係 (電話番号 795-3311)